

## リモートロック・ワイプ操作代行サービス 利用特約

株式会社大塚商会（以下「大塚商会」といいます）は契約者に対し、以下の特約（以下「本特約」といいます）に基づき、たよれーるデバイスマネジメントサービス（以下「本サービス」といいます。）のオプションサービスであるリモートロック・ワイプ操作代行サービス（以下「本オプションサービス」といいます）を提供します。

### 第1条（適用）

1. 本特約は、「たよれーる デバイスマネジメントサービス基本契約約款」（以下「原契約」といいます）に付帯して適用されるものとします。
2. 本特約の条項と原契約の条項が異なる場合は、本特約の条項が優先するものとします。
3. 前項の場合を除き、原契約の条項が適用されるものとします。
4. 本特約において別段の定めのない限り、用語の定義は原契約の定めに従うものとします。

### 第2条（本オプションサービスの内容）

本オプションサービスは、大塚商会が対象端末の利用者（以下「利用者」といいます）の指示により、利用者が指定した対象端末に契約者の代行としてリモート操作でロックまたはワイプするサービスになります。リモート操作によるロックの内容については第3条に、リモート操作によるワイプの内容については第4条にそれぞれ定めます。

### 第3条（リモートロック操作代行サービス内容）

1. 本オプションサービスのうち、リモートロック操作代行サービスとは、大塚商会が利用者の指示により契約者の代行として大塚商会所定のWebページから対象端末をリモートでロックするサービスとなります。
2. 利用者は、大塚商会が大塚商会所定のWebページからリモートロック要求を確定した後は、リモートロック要求のキャンセルはできません。
3. 契約者は、大塚商会が操作代行したリモートロック要求の実行結果を、大塚商会所定のWebページの操作ログで確認できません。
4. iOS 端末の場合、対象端末に利用者があらかじめパスコードを設定する必要があります。（Android 端末では必要ありません。）
5. 大塚商会は、リモートロック操作代行に際して、ロックメッセージ等のテキスト入力欄は空欄で実施します。

### 第4条（リモートワイプ操作代行サービス内容）

1. 本オプションサービスのうち、リモートワイプ操作代行サービスとは、大塚商会が利用者の指示により契約者の代行として大塚商会所定のWebページから対象端末のデータをリモートで消去するサービスとなります。
2. 対象端末は、リモートワイプが適切に実行されると対象端末内のデータが消去されて工場出荷状態となります。
3. 利用者は、大塚商会が大塚商会所定のWebページからリモートワイプ要求を確定した後は、リモートワイプ要求のキャンセルはできません。
4. 契約者は、大塚商会が操作代行したリモートワイプ要求の実行結果を、大塚商会所定のWebページの操作ログで確認できません。

### 第5条（本オプションサービス契約条件）

本オプションサービスは、原契約が締結されていることを前提とするものであり、原契約の契約端末数と同数の端末数の契約が必要となります。」

### 第6条（本オプションサービス利用条件）

1. 本オプションサービスは、リモートロック機能またはリモートワイプ機能の実施を大塚商会が操作代行しますが、その機能が完全に動作することを保証するものではありません。
2. リモートワイプ機能の実施により消去されたデータの逸失について、リモートワイプ機能の実施の申し入れを行った者が利用者であるか、第三者であるかを問わず大塚商会は一切責任を負いません。
3. 大塚商会は、対象端末がご利用圏外または電波の弱い場所にある場合、Wi-Fi 接続されていない場合、または対象端末の電源が入っていない場合は、本オプションサービスの提供を保証しません。
4. 大塚商会は、対象端末の回線サービスの停止中は本オプションサービスを実行できません。
5. 大塚商会は、日本国外で使用中の対象端末への本オプションサービスによる制御動作を保証しません。

## 【たよれーるデバイスマネジメントサービス オプションサービス】

6. 本オプションサービスの対象は、iOS 端末およびAndroid 端末に限ります。
7. 本オプションサービスの提供は、管理画面の表示言語として日本語が選択されており、かつ日本語環境にて運用されている場合に限りです。
8. Android 端末で本オプションサービスの提供を受ける場合には、開通案内書に同封されている設定内容を契約者が事前に設定する必要があります。この設定がされていない場合、大塚商会は本オプションサービスを実行できません。
9. Android 端末については、端末の基本情報として複数の「端末個体識別番号 (シリアルNo.)」が確認できる場合がありますが、第6条2項における対象端末の確認の際、大塚商会所定のWeb ページで表示される特定の「端末個体識別番号 (シリアルNo.)」または「端末識別番号 (IMEI No.)」を利用者は大塚商会に伝える必要があります。そのため、利用者は操作代行依頼時の「端末個体識別番号 (シリアルNo.)」または「端末識別番号 (IMEI No.)」を事前に取得しておくものとします。なお IMEI No. は au 等の CDMA 方式では「MEID (Mobile Equipment Identifier) No.」になります。

### 第7条 (電話受付・操作代行作業)

1. 大塚商会は、24時間365日コールセンターで本オプションサービスの電話受付を行います。
2. 契約者および利用者は、操作代行の提供を依頼する場合、大塚商会所定のWeb ページに保持している対象端末の「企業コード」、「会社名」、「名前」、「端末個体識別番号 (シリアルNo.)」または「端末識別番号 (IMEI No.)」を大塚商会に伝える必要があります。大塚商会所定のWeb ページに保持している該当者の確認ができなかった場合、本オプションサービスは提供できません。
3. 電話受付は日本語に限ります。

2012年1月5日制定

2012年4月23日改訂

2013年6月17日改訂

2014年10月22日改訂

2015年4月7日改訂